

○社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例施行規則

平成30年12月19日

規則第57号

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの提供に関する届出)

第2条 条例別表10の項の社会福祉施設等の欄に掲げる指定居宅サービスに係る同項の法令等の欄に掲げる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この条において「指定居宅サービス等基準」という。）第95条第4項の規定による届出は、別に定める様式による指定通所介護事業所における夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの提供に関する開始（変更）届出書により行わなければならない。

2 前項の届出をした指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者（次項において「届出指定通所介護事業者」という。）は、前項の届出書の記載事項に変更が生じたときは、変更の日から10日以内に同項の届出書により当該届出に係るサービスを提供する指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所の所在地を所管する広域振興局長に届け出なければならない。

3 届出指定通所介護事業者は、指定居宅サービス等基準第95条第4項の届出に係るサービスを休止し、又は廃止しようとするときは、休止し、又は廃止しようとする日の1月前までに別に定める様式による指定通所介護事業所における夜間及び深夜の指定通所介護以外のサービスの休止（廃止）届出書により前項に規定する広域振興局長に届け出なければならない。

(認定こども園の職員資格の特例の承認の申請)

第3条 認定こども園の設置者は、条例別表22の項の法令等の欄に掲げる法令等の規定に基づき、保育士の資格のみを有する者を学級を担任する職員としようとするとき又は幼稚園教員免許状のみを有する者を満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程

度利用する子ども及び保育所と同様に1日8時間程度利用する子どもの保育に従事する者としようとするときは、別に定める様式による職員資格特例承認申請書を知事に提出しなければならない。

(認定こども園等の教育・保育相談事業)

第4条 条例第9条(条例第10条において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるもののうち知事が定めるものは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)第2条第1号に掲げる事業とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第15号)

(2) 救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第39号)

(3) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第40号)

(4) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第41号)

(5) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第42号)

(6) 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第43号)

(7) 指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第44号)

(8) 介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第45号)

(9) 指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成

25年岩手県規則第46号)

(10) 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第47号)

(11) 指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第48号)

(12) 指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第49号)

(13) 指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第50号)

(14) 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第51号)

(15) 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第52号)

(16) 福祉ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第53号)

(17) 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第54号)

(18) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第55号)

(19) 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年岩手県規則第56号)

(20) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成27年岩手県規則第4号)

(21) 認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則(平成27年岩手県規則第16号)

(22) 介護医療院の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成30年岩手県規則第28号)

(医療法施行細則の一部改正)

3 医療法施行細則(昭和30年岩手県規則第33号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

- 4 看護職員修学資金貸付条例施行規則（昭和37年岩手県規則第69号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正）

- 5 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略